

不当処分に抗議し、即時撤回を求める声明

特別区当局は、2011年春闘期から賃金確定闘争期における職場報告集会等の実施に対して、わが組合の三役に「訓告」及び「口頭注意」という不当処分を強行した。労働組合が賃金・労働条件の改善を求め、労働者の生活と権利のために闘うことは正当な組合活動であり、処分の対象とされた一連の行動は、憲法に保障された労働組合としての当然の行動である。

特別区人事委員会が2011年10月28日に行った職員給与に関する勧告は、月例給については公民格差を解消するために給料表の引下げを行い、年間平均給与で約1万3千円の減額という内容であった。三年連続の月例給の引下げ改定であり、国・人事院に追随する人件費削減・給与抑制勧告で、不当な政治的勧告に他ならないものである。

わが組合は、勧告後の区長会に対する要請、団体交渉、専門委員会交渉などで勧告の問題点や不当性について指摘し、業務職給料表についても早急に給料表を示し、実効性のある協議を求めた。しかし、区長会は、勧告内容について「他団体の状況等を勘案しつつ、勧告を尊重する姿勢」とし、本来労使交渉で決定すべき業務職給料表についても「業務職給料表は依然として高い水準にある」「勧告された給料表の改定内容に準じた検討を進めております」という考え方を繰り返すばかりであった。

人事委員会勧告が例年より遅れ、厳しい日程での交渉期間であったが、月例給の引下げ阻止、現業系人事・給与制度改善、09賃金確定交渉における残された課題の解決などの実現に向けて、11月18日始業時から一時間の実力行使を配置し、職場報告集会、決起集会、全組合員・家族署名やステッカー闘争等を取り組んだ。

組織の総力を挙げ精力的に取り組みを進め、給与改定については「勧告どおり実施」、業務職給料表についても「行(一)給料表の改定に準じて引下げを行う」とし「勧告尊重」の姿勢は崩すに至らなかったが、統括技能長の設置基準に「その他、任命権者が必要と認める場合」を付加し、09賃金確定闘争の課題についても見直しに向けて協議をすることの再確認をした。

2011賃金確定闘争は、三年連続での月例給の引下げ、勧告給料表に準じた業務職給料表の引下げ改定など極めて不満の残る内容であるが、自主的・主体的に決着するという重要性を踏まえ総合的に妥結の判断をした。その妥結内容を組合員に知らせるための「職場報告集会」などの実施に対し、不当処分を強行してきた当局の姿勢は決して認められるものではない。

わが組合は、今回の不当処分に対し、満身の怒りを込めて抗議すると共に、即時撤回を強く求めるものである。引き続き全組合員の団結を基に、組合員の生活と権利を守り、労働条件の改善を求め、特別区当局からのいかなる圧力「不当処分」にも決して屈することなく、組織の総力を挙げて断固として闘うことをここに表明する。

2012年4月1日
東京清掃労働組合